

# 賃金及び手当別表

## 1. 基本給等

基本給			
サービス内容	報酬額	サービス内容	報酬額
身体 1	1,200 円	生活援助 2	900 円
身体 2	1,800 円	生活援助 3	1,200 円
身体 3	2,600 円	総合事業（訪問型サービス）	1,200 円
身体 1 生活 1	1,400 円	総合事業（緩和型サービス）	1,200 円
身体 1 生活 2	1,800 円	介護保険併用自費 15 分単位	300 円
身体 1 生活 3	2,200 円	単独自費 1 時間	1,200 円
身体 2 生活 1	2,400 円	単独自費 1 時間以降 15 分ごとに	300 円
身体 2 生活 2	2,800 円	同行 30 分	600 円
身体 2 生活 3	3,200 円	同行 45 分	900 円
身体 3 生活 1	3,000 円	同行 60 分	1,100 円
身体 3 生活 2	3,400 円	同行 1 時間以降 15 分ごとに	300 円
身体 3 生活 3	3,800 円		

## 2. 基本手当

基本手当項目	手当額
移動・報告・記録手当（全時間帯一律料金） ※同一世帯の場合は 1 訪問とする （夫婦・別性・親子などは 1 訪問となります。）	1 訪問につき 平日 300 円プラス 土日祝日 1,000 円プラス
※12 月 31 日～1 月 3 日の移動・報告・記録手当は、 平日・土日祝日関係なく右記の金額となります。 （全時間帯一律料金）	12 月 31 日 1,000 円プラス 1 月 1 日 1,200 円プラス 1 月 2 日 3 日 1,000 円プラス
*以下の手当は、同行の場合は付きません。	
資格手当（介護福祉士）	1 利用者様につき 100 円プラス
（看護師）※介護保険身体・障害居宅身体のみ	1 利用者様につき 400 円プラス
子供手当（中学生 3 年生以下のお子さんを持つヘルパー）	1 利用者様につき 50 円プラス
早朝手当（～7：59）	1 訪問につき 800 円プラス
朝夕手当（8：00～8：59、17：00～17：59）	1 訪問につき 200 円プラス
中夜間早朝手当（18：00～19：59）	1 訪問につき 400 円プラス
遅夜間手当（20：00～）	1 訪問につき 800 円プラス
同行指導手当	1 訪問につき 400 円プラス
遠方手当（花小金井 1～3 丁目、花小金井南 1～3 丁目、御幸町、中島町、他市）	1 訪問につき 400 円プラス

※早朝・朝夕・中夜間・遅夜間手当は、ケアに入った時間を基準とさせていただきます。

### 3. その他の手当

その他の手当て項目	手当て額
勉強会（原則 30 分以上参加とする）	2,000 円
担当者会議（カンファレンス）及びミーティング/新人研修（約 1 時間）	1,100 円
健康診断書コピー提出（年度内実施必須）	2,000 円
ケアキャンセル（現地待機 30 分含む）	1,000 円

※ケアキャンセルは、訪問し通常ケアを実施しなかった（中止、不在等）のみを言います。

### 4. 鍵預かり手当（ただし、月預かり以外は、原則として当日受取、返却を厳守とします。）

月額一律料金（事故防止の為、必ず、但し鍵預り証等の書類署名を頂きます。）	
1ヶ月継続預かり	2,000 円
週 1 回（月 5 回まで）	500 円
週 2 回（月 9 回まで）及び 1ヶ月継続預かり（半月以内）	1,000 円
週 3 回以上（月 13 回以上）	1,500 円
単発預かり（臨時）	一律 200 円

### 5. 処遇改善加算手当

（処遇改善加算が廃止された場合は処遇改善加算手当を廃止します。）

#### ・ケア実績時間手当

月の総ケア実績時間数 20 時間以上の場合、時間数に応じて特別手当を支給。

※同行期間中はケア実績時間数には含まない

月の総ケア実績時間数が 20 時間以上 2,000 円

月の総ケア実績時間数が 40 時間以上 5,000 円

月の総ケア実績時間数が 60 時間以上 10,000 円

#### ・功労賞

毎月、実績に応じ功労者として選出されたものは、1,000 円～10,000 円の特別手当を支給します。

（毎月、全サービス提供責任者が推薦し、所長が最終決定）

#### ・調整手当

年度末 3 月に、勤務時間数、勤務態度、実績に応じて、1,000 円～10,000 円の調整手当を支給します。（翌月在籍者へ支給）

### 6. 処遇改善支援手当

令和 4 年 2 月分より、処遇改善支援補助金支給に伴い、毎月 1,000 円を処遇改善支援手当として支給します。 \* 介護保険・障害福祉サービスそれぞれに支給。

（処遇改善支援補助金が廃止された場合は処遇改善支援手当を廃止します。）

### 7. ホームヘルパー紹介手当

お知り合いのヘルパーさんを紹介していただき、その方が採用となった場合、紹介してくれたヘルパーさんと採用になったヘルパーさん両方に、10,000 円の特別手当を支給します。

（採用になった方の初回の給与日に、それぞれの方に支給となります。）

### 8. 等級

登録型ヘルパーの等級は全て 1 等級とする。